

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて提出する。

平成16年1月21日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村 政 行

協定項目	1 1	特別職の身分の取扱いについて
<p>1. 特別職（首長・議員等）について</p> <p>(1) 町長、助役、収入役、教育長の設置、人数及び任期については、法令の定めるところによる。（議会議員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。）</p> <p>(2) 町長、助役、収入役、教育長の給料及び議員の報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>2. その他特別職（行政委員会）について</p> <p>(1) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令に定めるところによる。（農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては別途協議する。）</p> <p>(2) 報酬額は現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考にして、報酬審議会に準じた第三者機関により審議し調整する。</p> <p>(3) 費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体の状況を参考に調整する。</p> <p>3. 2町及び美西衛生施設一部事務組合において条例等の規定に基づき設置されている審議会・委員会等</p> <p>(1) 2町及び美西衛生施設一部事務組合に設置されているもの並びに2町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。</p> <p>(2) 1町及び美西衛生施設一部事務組合のみに設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものについては、合併時まで調整する。それ以外のものについては、合併後、新町において速やかに調整する。</p> <p>(3) 合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時まで類似団体の状況を参考に報酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬についても、新町において同様の取扱いとする。</p>		